

二以上事業所勤務者の取扱いについて

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろ当健康保険組合の業務にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について貴事業所の被保険者様が他の事業所での勤務を兼ねられる旨を伺いました。つきましては、健康保険組合での必要な手続きがありますので、下記の内容をご確認のうえ、必要な書類をご手配くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. はじめに

2 つ以上の事業所で勤務する方（二以上事業所勤務者という）は、主となる健康保険組合を選択する必要があります。選択された健康保険組合（選択保険者）は、以下の手順で保険料を決定通知いたします。

① 標準報酬月額の算定方法

事業所の報酬月額（実額）を合算し、標準報酬月額を算定し直します。

A事業所の報酬月額 + B事業所の報酬月額 = 報酬月額の合計

→等級区分に当てはめて、**二以上事業所勤務者の標準報酬月額を設定**

※ A事業所を選択保険者に属する事業所（選択事業所）とし、B事業所は、もう一方の事業所（非選択事業所）とします。

② 保険料の計算

①で決定した標準報酬月額にA事業所側の保険料率をかけ、その結果を各事業所の報酬月額の割合で按分します。

①の標準報酬月額 × 保険料率 × [報酬月額（選択・非選択） / {報酬月額（選択） + 報酬月額（非選択）}] = **各事業所の保険料**

※按分された保険料を各事業所に告知いたします。

③ 随時改定・定時決定等

保険料の算定に影響のある随時改定・定時決定等に該当するかどうかの判断は各事業所で個別に行います。

2. 具体的な手続き

選択保険者を小田急健保、非選択事業所を相手事業所様とした場合には、下記の通りの手続きをお願いいたします。

① 被保険者様に、選択保険者を選択するため、「**所属選択・二以上事業所勤務届**」に

必要事項を記載のうえ小田急健保にご提出ください。

※ 記載方法は記入例をご参照ください。

② 非選択事業所様より「**被保険者資格取得届**」を小田急健保に提出いただくよう、依頼をお願いいたします。

※ 届出書は、当健保のもの、非選択事業所のものどちらをご使用いただいても結構です。

※ 届出書の記号と番号は、選択事業所で用いている番号とし、資格取得年月日は、該当日としてください。また、報酬月額は、①の報酬月額を記載し、標準報酬月額は未記入としてください。

③ 小田急健保より①、②に基づいて決定した保険料を各事業所に通知いたします。

④ 事業所ごとに随時決定、定時決定に該当するか判断いただき、必要書類(月額変更届、算定基礎届)を都度ご提出ください。小田急健保より保険料を都度決定、通知いたします。

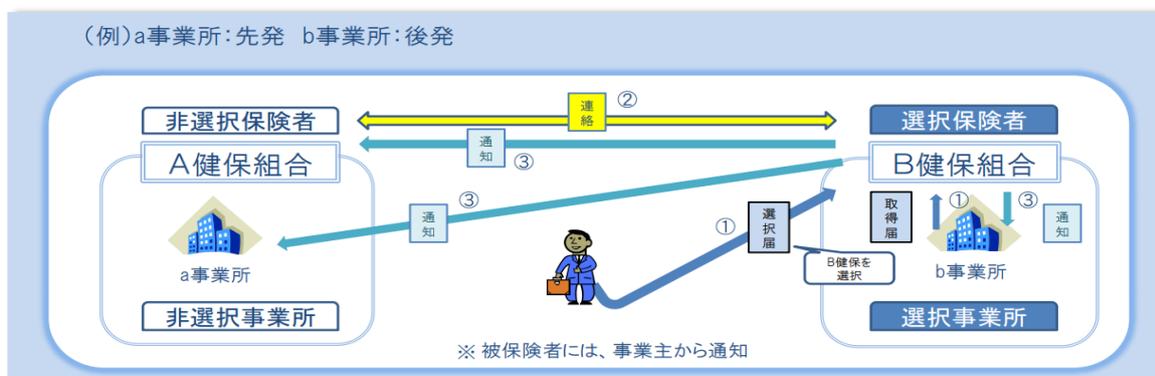
(例：選択事業所 固定賃金の変動あり→月額変更届 / 非選択事業所→届出なし)

⑤ 非選択事業所様より「**被保険者資格喪失届**」を小田急健保に提出いただくよう、依頼をお願いいたします。

※ 届出書は、当健保のもの、非選択事業所のものどちらをご使用いただいても結構です。

※ 届出書の記号と番号は、選択事業所で用いている番号とし、資格喪失年月日は、非選択事業所を喪失した日としてください。

(3) 一般被保険者が新たに別の事業所で資格取得することにより、二以上事業所勤務者となり、新たに加入した事業所を選択した場合



以上